

## 実施要領

- 1 業務名 東区内大型路上等障害物処理業務（単価契約）
- 2 履行場所 東区内一円
- 3 委託期間 契約締結の日 から 令和 9年 3月31日まで
- 4 入札に付する工種及び他の工種の契約単価の決定
  - (1) 入札に付する工種は、業務の施工が標準的である1号工（設計書のうち工種・名称：大型路上障害物の状況確認及び処理、種別：障害物処理）とする。

この1号工種を対象に、入札を実施し、落札者を決定する。
  - (2) 他の工種については、落札した1号工種の単価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）と設計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の比率（小数第6位以下切捨て）を他の工種の設計金額に乗じて算出し（1円未満切捨て）、100分の10に相当する額（1銭未満切捨て）を加算した金額をもって契約単価とする。

なお、区分は別紙契約書の区分単価表のとおりとする。
- 5 契約の締結  
落札者と別紙契約書（案）のとおり契約を締結する。
- 6 契約保証金  
予定総額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の100分の10以上。  
ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- 7 設計書の数量について  
設計書に記載している各工種の数量は、見込数量であり、契約締結後の実施数量を保証するものではない。